

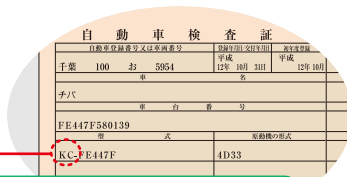
● 条例の主な内容 ●

基準を満たさないディーゼル車は、  
**平成15年10月1日から1都3県の地域で運行が禁止されています。**  
 (初度登録から7年間の猶予期間があります。)

1都3県の条例	
対象地域	各都県の全域 ※東京都は島しょ地域を除く全域
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特種用途自動車
猶予期間	初度登録から7年間
罰則等	50万円以下の罰金

● 条例のPM排出基準を満たさないディーゼル車(乗用車を除く) ●

自動車検査証の「型式欄」に  
 次の記号がある車両



平成15年10月1日施行の基準  
 (1都3県の各条例とも同じ基準)

- ① K-、N-、P-、S-、U-、W-  
記号がない昭和54年ごろまでに製造された車両
- ② KA-、KB-、KC-

平成18年4月1日から施行されている  
 二段階目の基準 (埼玉県・東京都の2条例でのみ規定)

- ③ KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、  
HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-  
上記の型式であっても、規制に適合して  
いる車両もあります

違反車両

違反車両の運行に対して、運行禁止命令を出します。  
 運行禁止命令に従わない場合は、罰則(罰金)の適用があります。

ご注意!

- PM減少装置を装着して条例の規制に対応しても、「自動車NOx・PM法」の規制を受け、法に基づく期限までしか使用できない場合があります。  
 (平成14年8月1日以降の車検の際に車検証の備考欄に使用可能最終日などが記されます。)
- ディーゼル乗用車は、条例の規制対象外ですが、自動車NOx・PM法の対象になります。
- 各条例の詳細については、各都県にお問い合わせください。  
 ※貨物の運送等を委託する荷主も、条例を遵守する自動車を使用するようにする義務があります。  
 この義務に違反した場合には、催告や氏名公表をする場合があります。

● 規制への対応 ●

● より低公害な車への買い替え

天然ガス車、LPG車、ハイブリッド車、ガソリン車、最新規制のディーゼル車等

● PM減少装置の装着

九都県市では、条例のPM排出基準に適合させるために必要なPM減少装置を共同して指定しています。

PM減少装置の装着証明書は、運行の際は必ず携帯してください。

九都県市指定PM減少装置ステッカー



装着車両の側面等に表示します。

九都県市指定PM減少装置

● 指定装置には、「DPF」と「酸化触媒」があります。

- DPF** ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれるPMを、フィルターにより捕集し、燃焼等で除去する装置
- 酸化触媒** ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれるPMを、白金等の触媒作用(酸化作用)で除去する装置

● 指定装置は、ホームページ (<http://www.9taiki.jp/>) で公開している「指定装置の一覧」で確認できます。

「型式」欄に ①P-、U- などの記号がある車両は、DPFで対応可能  
 「型式」欄に ②KC- などの記号がある車両は、主に酸化触媒で対応可能  
 「型式」欄に ③KK-、KL- などの記号がある車両は、平成18年4月1日から埼玉県及び東京都で施行されている二段階目の基準に酸化触媒で対応可能